

# 一般社団法人 日本埋立浚渫協会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本埋立浚渫協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、従たる事務所として、必要に応じ地方に支部を置くことができる。

3 支部の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本協会は、港湾、海岸、空港、海洋における諸施設の建設および土地の造成に関する技術の向上と普及に関する事業を行うとともに、港湾建設産業の健全な発展を図り、もって海洋・沿岸域の利用と保全の促進ならびに国民生活と産業活動の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾、海岸、空港、海洋における諸施設の建設および土地の造成に係る技術に関する調査研究および資料収集を行うこと。
- (2) 浚渫船その他の作業船の合理化に関する調査研究および作業従事者の研修を行うこと。
- (3) 建設工事による汚染の防止に関する調査研究および対策の推進を行うこと。
- (4) 建設工事に係る安全対策に関する調査研究および対策の推進を行うこと。
- (5) 沿岸域の防災対策に関する調査研究および災害復旧への協力を行うこと。
- (6) 建設工事の入札・契約制度に関する調査研究を行うこと。
- (7) 建設業の海外展開に関する調査研究を行うこと。
- (8) 港湾、海岸、空港、海洋における諸施設の建設および土地の造成に関する諸課題について関係機関への意見具申を行うこと。
- (9) 港湾建設産業や本協会の事業活動に関する広報活動および調査研究成果の普及促進のための活動を行うこと。
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、本協会の目的、事業に賛同する全国的に埋立浚渫に係る事業を営む内国法人であって、次条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本協会に会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため総会において定める「会費規定」に基づき、毎年、会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則または総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または 目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 解散または破産手続開始決定があったとき。

（会員資格の喪失に伴う権利および義務）

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金品は返還しない。

（届出義務）

第12条 会員は、法人名称、代表者氏名、所在地に変更が生じたときは、その旨を本協会に届け出なければならない。

## 第 4 章 総 会

### (構成)

- 第 13 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事および監事の選任または解任
  - (2) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
  - (3) 定款の変更
  - (4) 会員の除名
  - (5) 解散および残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、第 16 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

### (開催)

- 第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 2 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

### (招集)

- 第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会員の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

### (議長)

- 第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

### (議決権)

- 第 18 条 総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

### (決議)

- 第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更

- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

- 第21条 本協会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 8名以上 12名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 会長を法人法上の代表理事（以下「代表理事」という。）とする。
- 4 専務理事を常勤の理事とし、法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

#### (役員を選任)

- 第22条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長および専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

#### (理事の職務および権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務および権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第 25 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 26 条 理事および監事は、いつで総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の場合において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第 27 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および会員以外の者である監事に対しては、総会の決議を経て、報酬等を支給することができる。

#### (損害賠償責任の免除)

第 28 条 本協会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

#### (相談役、顧問)

第 29 条 本協会に、相談役および顧問を置くことができる。

- 2 相談役および顧問は、学識経験者の中から理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問にこたえるほか、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるすることができる。
- 5 相談役および顧問の任期は、会長が別に定める。
- 6 相談役および顧問には、理事会の決議を経て、その職務執行の対価として報酬または職務を執行するために要する費用を支給することができる。

## 第 6 章 理 事 会

### (構成)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職

### (開催)

第 32 条 理事会は、年に 4 回以上開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 法人法第 101 条第 2 項の規定に基づき監事から招集の請求があったときまたは同条第 3 項の規定に基づき監事が招集したとき。

### (招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

### (決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

### (議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 会 計

(事業年度)

第 37 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 38 条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第 39 条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て総会に提出し、第 1 号から第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 貸借対照表は、定時総会終結後、遅滞なく公告するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 委 員 会 等

(委員会等)

第 44 条 本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議に基づき、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第 45 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の重要な職員の任免は、理事会の承認を受けた上で行う。

4 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告の方法)

第 46 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由 によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。次項において「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の筆記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は村重芳雄、業務執行理事は平尾壽雄とする。

4 社団法人日本埋立浚渫協会の諸規程等は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

## 附 則

この定款は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

## 附 則

この定款は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。